【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第45期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	株式会社ルネサンス
【英訳名】	RENAISSANCE,INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員　　望　月　美　佐　緒
【本店の所在の場所】	東京都墨田区両国二丁目10番14号
【電話番号】	03(5600)7811
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員最高財務責任者　　安　澤　嘉　丞
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区両国二丁目10番14号
【電話番号】	03(5600)7811
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員最高財務責任者　　安　澤　嘉　丞
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第44期 中間連結会計期間	第45期 中間連結会計期間	第44期
会計期間		自 2025年４月１日 至 2025年９月30日	自 2026年４月１日 至 2026年９月30日	自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
売上高	(千円)	31,702,951	33,541,936	64,933,693
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△348,424	416,291	792,304
親会社株主に帰属する中間純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	(千円)	24,582	176,513	△2,102,544
中間包括利益又は包括利益	(千円)	48,784	171,374	△2,082,752
純資産額	(千円)	11,974,175	9,713,489	9,693,642
総資産額	(千円)	56,032,465	57,410,710	57,122,854
１株当たり中間純利益 又は１株当たり当期純損失(△)	(円)	0.77	8.80	△112.25
潜在株式調整後１株当たり 中間(当期)純利益	(円)	0.76	8.00	―
自己資本比率	(%)	21.3	16.9	16.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△95,984	1,748,955	4,122,413
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△2,120,719	△2,830,102	△4,399,731
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,476,112	936,816	1,190,482
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	7,962,119	8,426,233	8,570,778

(注) １．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．第45期中間連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第44期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

なお、当中間連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細につきましては、「第４ 経理の状況 １中間連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等） セグメント情報」の「Ⅱ 当中間連結会計期間 ２． 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当中間連結会計期間（2026年４月１日～2026年９月30日）においては、2025年10月に実施したスポーツクラブの価格改定の効果が継続して寄与しました。また、７月に東急スポーツシステム株式会社よりスポーツクラブ施設を事業譲受したこと及び介護リハビリ事業において、2025年12月に完全子会社となった株式会社楓の風（以下「楓の風」と言います。）、2026年４月に事業譲受したリハビリ特化型デイサービス「マイリハ」５施設が純増したこと等により、売上高は前年同期を上回る推移となりました。

利益の面においては、スポーツクラブ事業及び介護リハビリ事業における事業譲受に伴い初期費用が発生したほか、人件費及び設備費等の各種コストが前年同期から増加したものの、全社的なコストコントロールの取組により計画を下回って推移しました。

この結果、売上高335億41百万円（前年同期比5.8%増）、営業利益８億40百万円（前年同期より７億81百万円増）、経常利益４億16百万円（前年同期より７億64百万円増）、親会社株主に帰属する中間純利益１億76百万円（前年同期比618.0%増）となりました。

なお、当社グループは従来、報告セグメントを「スポーツクラブ運営事業」のみとしておりましたが、近年のM&Aによって、ホームフィットネス事業が加わったこと及び介護リハビリ事業の売上規模が拡大したことに伴い、当中間連結会計期間より報告セグメントを「スポーツクラブ及びその周辺事業」「ホームフィットネス事業」「介護リハビリ事業」に変更しました。詳細につきましては、24ページの「セグメント情報等の注記」をご参照ください。

当社グループは、「人生100年時代のWell-being共創カンパニー ―スポーツとヘルスケアで人と人をつなぎ、生きがいを共に創る―」を長期ビジョンに掲げ、すべての人々が自分らしく輝ける社会に向けて課題解決と価値創造に取り組んでおります。また、2026年５月に「2026-2030中期経営計画」を策定し、「スポーツクラブ事業の収支構造改革」「ホームフィットネス事業及び介護リハビリ事業等他事業の成長加速」「本部コストの抑制・効率化」「新リース会計を見据えた財務体質の強化」を重要テーマに位置づけております。

当中間連結会計期間におけるセグメント別の状況は次のとおりです。

＜スポーツクラブ及びその周辺事業＞

スポーツクラブ及びその周辺事業では、初期投資を抑えた店舗拡大の取組として、７月に東急株式会社の100%子会社である東急スポーツシステム株式会社が運営する総合型スポーツクラブ５施設、小型業態２施設、スイミングスクール１施設（※）の計８施設を事業譲受し、「ルネサンス・アトリオドゥーエNext」「ルネサンス・アトリオライト」として運営を開始しました。

※事業譲受後、スイミングスクールは隣接する総合型スポーツクラブと合算してカウントしております。

スポーツクラブの既存店の動向につきましては、2025年10月に実施した価格改定により会員単価が上昇し、増収となりました。新規入会者数は４～５月は順調な滑り出しとなったものの、６月以降は物価高や天候不順等の影響により鈍化が見られました。在籍会員数については、期初時点で前年同期を上回ってスタートしたことや退会者数の抑制により、当中間連結会計期間の累計在籍者数は前年同期を上回って推移しました。なお、収支構造改革の一環として、当中間連結会計期間において大阪府内の総合型スポーツクラブ３施設を退店しました。この結果、スポーツクラブの当中間連結会計期間末の在籍会員数は455,914名（前年同期比0.3%増）となりました。

スポーツクラブ運営のノウハウを活かしたPPP事業（公共施設等官民連携事業）では、４月より新たに５施設（福岡県福岡市、福岡県古賀市、香川県三豊市）の管理運営を開始しました。さらなる拠点数の拡大及び施設ごとの収益の向上並びに事業運営の効率化に向けて取り組んでおります。

地域健康推進事業では、自治体の介護予防教室や学校水泳授業の受託を推進し、水泳授業の受託件数は需要の拡大を背景として前年同期比25.7%増となりました。８月には中城村教育委員会及び琉球大学教育学部と「学校水泳のアップデートに向けた産官学共同研究協定」を締結し、学校水泳の教育的価値を高め、持続可能な学校水泳モデルの構築を目指しております。また、各自治体との連携強化の取組として、当中間連結会計期間において新たに６自治体（福岡県糟屋郡粕屋町、山口県周南市、福島県三春町、岐阜県、千葉県銚子市、兵庫県伊丹市）と健康づくりや災害時の施設利用等に関する協定を締結しました。

BtoBソリューション事業では、企業の従業員や健康保険組合員の方に向けた、当社スポーツクラブやオンラインレッスンサービス「RENAISSANCE Online Livestream」の提案及び利用促進を通じて、働く人の健康づくり支援に取り組みました。特に、働き方やライフスタイルの変化に伴い、睡眠や休養の重要性への関心が高まるなか、就寝前の時間帯に提供するプログラム「おやすみヨガ」は、2022年４月の提供開始から2026年９月末までの累計参加者数が70万人を突破しました。

以上の結果、スポーツクラブ及びその周辺事業の当中間連結会計期間の売上高は299億57百万円（前年同期比5.2%増）、セグメント利益は24億51百万円（前年同期比87.3%増）となりました。

＜ホームフィットネス事業＞

ホームフィットネス事業では、EC販売において主力のステッパーシリーズに加え、顔回りのたるみケアと飲み込む力（嚥下）の両面をサポートする美顔器の新商品「スタイリーフェイスpetit（プチ）」が計画を上回り好調に推移しました。一方、TV通販においては、主力商品の需要が一巡したことによる減収影響を受けました。これに対し、座ったまま行う足踏み運動とEMS（電気刺激）を組み合わせ、関節への負担を抑えながら歩く力をケアする「ふみころん」を８月より販売開始したほか、後続の新商品の投入計画を前倒しするとともに、既存の売れ筋商品のリニューアルを順次進め、長期的に支持される商品展開に取り組んでおります。

以上の結果、ホームフィットネス事業の当中間連結会計期間の売上高は17億82百万円（前年同期比15.1%減）、セグメント利益は３億32百万円（前年同期比39.8%減）となりました。

＜介護リハビリ事業＞

介護リハビリ事業では、４月に株式会社レーベンコミュニティよりリハビリ特化型デイサービス「マイリハ」５施設を事業譲受し、「元氣ジム」にブランド転換して運営を開始しました。「元氣ジム」の運営ノウハウを活かした個別機能訓練加算や口腔機能向上加算の算定等による収益性の向上に取り組んでおります。また、前年度に開設した新規施設及び既存施設についても稼働率が向上するなど、順調に推移しました。2025年12月に完全子会社化した楓の風においては、売上高、利益ともに概ね計画に近い水準で推移しました。グループ連携による楓の風のサービス品質の向上や利用促進に取り組むとともに、楓の風の運営ノウハウを活かした元氣ジムの運営効率化に向けた取組も開始しております。

以上の結果、介護リハビリ事業の当中間連結会計期間の売上高は18億１百万円（前年同期比59.9%増）、セグメント損失は11百万円（前年同期はセグメント損失42百万円）となりました。

当中間連結会計期間の新規出退店（業務受託、指定管理を含む）は以下のとおりです。

出店・開設時期	施設名	施設形態
2026年４月	ルネサンス 元氣ジム五香（千葉県松戸市）※	介護リハビリ（直営）
2026年４月	ルネサンス 元氣ジム三郷（埼玉県三郷市）※	介護リハビリ（直営）
2026年４月	ルネサンス 元氣ジム浦和（埼玉県さいたま市）※	介護リハビリ（直営）
2026年４月	ルネサンス 元氣ジム吉川（埼玉県吉川市）※	介護リハビリ（直営）
2026年４月	ルネサンス 元氣ジム柳島（埼玉県草加市）※	介護リハビリ（直営）
2026年４月	三豊市総合体育館（香川県三豊市）	指定管理
2026年４月	三豊市緑ヶ丘サッカー場（香川県三豊市）	指定管理
2026年４月	福岡市立東市民プール（福岡県福岡市）	指定管理
2026年４月	福岡市立中央市民プール（福岡県福岡市）	指定管理
2026年４月	古賀市健康文化施設「クロスパルこが」（福岡県古賀市）	指定管理
2026年４月	BEACHTOWN 服部緑地（大阪府豊中市）	アウトドアフィットネス（直営）
2026年４月	アウトドアフィットネス千葉ポートパーク（千葉県千葉市）	アウトドアフィットネス（業務受託）
2026年７月	フィットネスクラブ＆サウナスパ ルネサンス・アトリオドゥーエNext武蔵小山24（東京都品川区）※	スポーツクラブ
2026年７月	スポーツクラブ＆サウナスパ ルネサンス・アトリオドゥーエNext碑文谷（東京都目黒区）※	スポーツクラブ
2026年７月	スポーツクラブ＆サウナスパ ルネサンス・アトリオドゥーエNext二子玉川（東京都世田谷区）※	スポーツクラブ
2026年７月	スポーツクラブ＆スパ ルネサンス・アトリオドゥーエNext青葉台24 （神奈川県横浜市）※	スポーツクラブ
2026年７月	スポーツクラブ＆サウナスパ ルネサンス・アトリオドゥーエNextたまプラーザ（神奈川県横浜市）※	スポーツクラブ
2026年７月	フィットネスクラブ ルネサンス・アトリオライト 白楽24（神奈川県横浜市）※	フィットネスジム
2026年７月	フィットネスクラブ ルネサンス・アトリオライト エトモ池上（ホットヨガ＆ピラティススタジオ befreエトモ池上併設）（東京都大田区）※	フィットネスジム
退店・受託終了時期	**施設名**	**施設形態**
2026年５月末	greener（千葉県市川市）	アウトドアフィットネス（業務受託）
2026年５月末	ルネサンス 元氣ジム鹿児島中央（鹿児島県鹿児島市）	介護リハビリ（フランチャイズ）
2026年６月末	スポーツクラブ＆サウナスパ ルネサンス あべの24（大阪府大阪市）	スポーツクラブ
2026年６月末	フィットネスクラブ＆サウナ ルネサンス 住道24（大阪府大東市）	スポーツクラブ
2026年９月末	スポーツクラブ＆サウナスパ ルネサンス 今里24（大阪府大阪市）	スポーツクラブ

※事業譲受による新規開設となります。

以上の結果、当中間連結会計期間末の当社グループの施設数は、スポーツクラブ242施設（ルネサンス：直営145施設、小型業態２施設、業務受託90施設、運営支援４施設、RENAISSANCE VIETNAM,INC.：直営１施設）、介護リハビリ91施設（ルネサンス：直営44施設、フランチャイズ11施設、楓の風：直営13施設、フランチャイズ23施設）、アウトドアフィットネス９施設（直営４施設、業務受託５施設）の計342施設（前年同期より46施設増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当中間連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ２億87百万円増加し、574億10百万円となりました。これは主に、流動資産その他（未収金等）が減少したこと等により流動資産合計が４億10百万円減少した一方で、建物及び構築物が増加したこと等により固定資産合計が６億98百万円増加したことによるものです。

当中間連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ２億68百万円増加し、476億97百万円となりました。これは主に、短期借入金が増加したこと等により流動負債合計が１億54百万円増加したことによるものです。

当中間連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ19百万円増加し、97億13百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益１億76百万円を計上したこと、配当金１億80百万円を支払ったこと等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの分析

当中間連結会計期間において、現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の中間連結会計期間末残高は84億26百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間17億48百万円（前年同期△95百万円）

営業活動の結果増加した資金は、17億48百万円となりました。これは主に税金等調整前中間純利益５億74百万円、減価償却費16億84百万円（前年同期比1.7%増）、補償金の受取額５億円、利息の支払額４億66百万円（同15.4%増）、未払消費税等の減少額４億19百万円（同42.5%減）によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間△28億30百万円（前年同期△21億20百万円）

投資活動に使用した資金は、28億30百万円（前年同期比33.5%増）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出17億48百万円（同14.2%減）、無形固定資産の取得による支出１億56百万円（同3.8%減）、敷金・保証金の差入による支出６億円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間９億36百万円（前年同期24億76百万円）

財務活動により得られた資金は、９億36百万円（前年同期比62.2%減）となりました。これは主に長期借入れによる収入21億90百万円（同27.0%減）、短期借入金の純増加額６億円（同62.5%減）、長期借入金の返済による支出11億96百万円（同16.8%減）、リース債務の返済による支出５億５百万円（同2.7%増）によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

3 【重要な契約等】

当社は、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を締結いたしました。
契約に関する内容等は、以下のとおりであります。

(1) 契約締結日
2026年７月29日

(2) 金銭消費貸借契約の相手方の属性
都市銀行

(3) 金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容
債務の元本の額　690百万円
弁済期限　2031年３月31日
担保の内容　無担保

(4) 財務上の特約の内容
① 2027年３月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2026年３月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持することを、２期連続して抵触した場合
② 2027年３月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結の損益計算書において、経常損益の金額を０円以上に維持することを、２期連続して抵触した場合

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	52,400,000
Ａ種種類株式	2,092,000
計	52,400,000

（注）当社の定款第６条に定められたところにより、当社の普通株式及びＡ種種類株式をあわせた発行可能株式総数は、52,400,000株であります。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(2026年９月30日)	提出日現在発行数(株)(2026年11月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	21,379,000	21,379,000	東京証券取引所プライム市場	権利内容に制限のない標準となる株式（注）２
Ａ種種類株式	2,092,000	2,092,000	非上場	（注）２ （注）３
計	23,471,000	23,471,000	―	―

（注）１．提出日現在の発行数には、2026年11月１日からこの半期報告書提出日までのＡ種種類株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。
２．単元株式数は、普通株式及びＡ種種類株式のそれぞれにつき100株であります。
３．Ａ種種類株式の内容は次の通りであります。
１．剰余金の配当
(1)Ａ種優先配当金
当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種種類株式を有する株主（以下、「Ａ種種類株主」という。）又はＡ種種類株式の登録株式質権者（Ａ種種類株主と併せて、以下「Ａ種種類株主等」という。）に対し、下記９.(1)に定める支払順位に従い、Ａ種種類株式１株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりＡ種種類株式１株当たりに支払われる金銭を、以下「Ａ種優先配当金」という。）を行う。なお、Ａ種優先配当金に、各Ａ種種類株主等が権利を有するＡ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
(2)Ａ種優先配当金の金額
Ａ種優先配当金の額は、956円（以下、「払込金額相当額」という。）に、年率1.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2023年３月末日に終了する事業年度に属する場合は、Ａ種種類株式について最初の払込みがなされた日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第２位まで計算し、その小数第２位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてＡ種種類株主等に対して剰余金の配当（下記(4)に定めるＡ種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るＡ種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。
(3)非参加条項
当社は、Ａ種種類株主等に対しては、Ａ種優先配当金及びＡ種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第１項第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
(4)累積条項
ある事業年度に属する日を基準日としてＡ種種類株主等に対して行われた１株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るＡ種優先配当金につき本(4)に従い累積したＡ種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るＡ種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるＡ種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算

するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利1.0%で１年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、１年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第２位まで計算し、その小数第２位を四捨五入する。Ａ種種類株式１株当たりにつき本(4)に従い累積した金額（以下、「Ａ種累積未払配当金相当額」という。）については、下記９.(1)に定める支払順位に従い、Ａ種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるＡ種累積未払配当金相当額に、各Ａ種種類株主等が権利を有するＡ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

２．残余財産の分配

(1)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、Ａ種種類株主等に対し、下記９.(2)に定める支払順位に従い、Ａ種種類株式１株につき、払込金額相当額に、Ａ種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるＡ種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「Ａ種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてＡ種累積未払配当金相当額を計算する。なお、Ａ種残余財産分配額に、各Ａ種種類株主等が権利を有するＡ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2)非参加条項

Ａ種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3)日割未払優先配当金額

Ａ種種類株式１株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてＡ種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記１.(2)に従い計算されるＡ種優先配当金相当額とする（以下、Ａ種種類株式１株当たりの日割未払優先配当金額を「Ａ種日割未払優先配当金額」という。）。

３．議決権

(1)Ａ種種類株主は、当社の株主総会及びＡ種種類株主を構成員とする種類株主総会においてＡ種種類株式100株につき１個の議決権を有する。

(2)当社が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、Ａ種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

４．金銭を対価とする取得請求権

(1)金銭対価取得請求権

Ａ種種類株主は、Ａ種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有するＡ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下、「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るＡ種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第２項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、Ａ種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のＡ種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきＡ種種類株式は各Ａ種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2)Ａ種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

Ａ種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(ⅰ)Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額、(ⅱ)Ａ種累積未払配当金相当額及び(ⅲ)Ａ種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るＡ種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本４.の計算において、Ａ種累積未払配当金相当額及びＡ種日割未払優先配当金額の計算は上記２.(1)及び２.(3)に準じて行われるものとし、Ａ種累積未払配当金相当額及びＡ種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、Ａ種累積未払配当金相当額及びＡ種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るＡ種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に１円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3)金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(4)金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5．普通株式を対価とする取得請求権

(1)普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下、本(注)３において「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2)A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数（以下、本(注)３において「交付株式数」という。）は、(i)A種種類株式１株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記２.(1)及び２.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付は行わない。

(3)当初取得価額

取得価額は、当初956円とする。

(4)取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ 下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式報酬制度に基づき当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員その他の役員又は従業員に普通株式を発行又は処分する場合、株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「新株発行等による取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。新株発行等による取得価額調整式における「１株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{c}\text{発行済普通株式数}\\ -\text{当社が保有する}\\ \text{普通株式の数}\end{array}\right) + \dfrac{\begin{array}{c}\text{新たに発行する}\\ \text{普通株式の数}\end{array} \times \begin{array}{c}\text{１株当たり}\\ \text{払込金額}\end{array}}{\text{普通株式１株当たりの時価}}}{\left(\begin{array}{c}\text{発行済普通株式数}-\text{当社が保有する普通株式の数}\\ +\text{新たに発行する普通株式の数}\end{array}\right)}$$

④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る普通株式１株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、新株発行等による取得価額調整式において「１株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の

翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本④に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式１株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、新株発行等による取得価額調整式において「１株当たり払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本⑤に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

⑥（ⅰ）以下に定める特別配当の支払を実施する場合、次の算式（以下「特別配当による取得価額調整式」といい、新株発行等による取得価額調整式と併せて「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{普通株式１株当たりの時価} - \text{普通株式１株当たりの特別配当}}{\text{普通株式１株当たりの時価}}$$

「普通株式１株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における交付株式数で除した金額をいう。普通株式１株当たりの特別配当の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

（ⅱ）「特別配当」とは、各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式１株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第２項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における交付株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、払込金額（金956円）を当初の取得価額で除して得られる数値（円位未満小数第１位まで算出し、小数第１位を切り捨てる。）に35を乗じた金額とする。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、Ａ種種類株主と協議の上合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。

（ⅲ）特別配当による取得価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はＡ種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、新株発行等による取得価額調整式の場合には調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）又は特別配当による取得価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日、にそれぞれ先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行わ

れる日をいう。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 本５.に定める取得価額の調整は、A種種類株式と同日付で発行される当社の新株予約権及び新株予約権付社債の発行については適用されないものとする。

(5)普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(6)普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7)普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

6．金銭を対価とする取得条項

当社は、A種種類株式の発行日から５年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、金銭対価償還日における(i)A種種類株式１株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価償還に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本６.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記２.(1)及び２.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に１円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。A種種類株式の一部を取得する場合において、A種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

7．譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8．株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1)当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2)当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3)当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9．優先順位

(1)A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第１順位、A種優先配当金が第２順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第３順位とする。

(2)A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第１順位、普通株式に係る残余財産の分配を第２順位とする。

(3)当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年９月30日	―	23,471,000	―	3,210,356	―	3,146,780

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
		普通株式	A種種類株式	合計	
ＤＩＣ㈱	東京都板橋区坂下３丁目35－58	3,742	―	3,742	17.78
AAGS S3,L.P. (常任代理人 ㈱イントリム)	Walkers Corporate Limited,190 Elgin Avenue,George Town, Grand Cayman KY1-9008,Cayman Islands (東京都港区芝２丁目10番６号 EARTH SHIBA BLD.３階)	―	2,092	2,092	9.94
ＳＯＭＰＯホールディングス㈱	東京都新宿区西新宿１丁目26番１号	1,603	―	1,603	7.62
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲２丁目２－１	1,000	―	1,000	4.75
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	東京都港区赤坂１丁目８番１号 赤坂インターシティＡＩＲ	963	―	963	4.57
ルネサンス従業員持株会	東京都墨田区両国２丁目10－14 両国シティコア３階	417	―	417	1.98
齋藤　敏一	千葉県船橋市	350	―	350	1.66
ＳＭＢＣ日興証券㈱	東京都千代田区丸の内３丁目３番１号	215	―	215	1.02
斎藤フードアンドヘルス㈱	東京都墨田区石原２丁目18－７－701	130	―	130	0.61
貞松　典宏	長崎県佐世保市	100	―	100	0.47
計	―	8,522	2,092	10,614	50.45

(注) １．所有株式数千株未満を切り捨てて表示しております。
２．日本マスタートラスト信託銀行㈱の所有株式は、信託業務に係るものであります。
３．上記のほか当社所有の自己株式2,434千株(10.37%)があります。
４．発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,434,000	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,933,500	189,335	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	A種種類株式 2,092,000	20,920	（注）３
単元未満株式	普通株式 11,500	―	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	23,471,000	―	―
総株主の議決権	―	210,255	―

(注) １．「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権１個)含まれております。
２．「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式99株が含まれています。
３．「A種種類株式」の内容は、「第３ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式 （注）３」に記載の通りです。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ルネサンス	東京都墨田区両国２丁目10－14	2,434,000	―	2,434,000	10.37
計	―	2,434,000	―	2,434,000	10.37

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

(4) 執行役員に関する事項

当社は、2004年６月28日より執行役員制度を導入しており、前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における執行役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
執行役員 法務部長 兼 RENAISSANCE VIETNAM, INC. 取締役	執行役員 法務部長	浅川 範章	2026年６月25日

第４ 【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,570,778	8,426,233
売掛金	2,238,549	2,223,802
商品	754,882	766,325
その他	2,559,221	2,299,452
貸倒引当金	△10,500	△13,403
流動資産合計	14,112,931	13,702,410
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	9,155,129	9,942,894
リース資産（純額）	12,003,966	11,445,530
その他（純額）	3,757,929	4,037,163
有形固定資産合計	24,917,025	25,425,588
無形固定資産		
のれん	1,350,991	1,382,262
顧客関連資産	679,265	619,248
その他	613,275	718,680
無形固定資産合計	2,643,532	2,720,191
投資その他の資産		
投資有価証券	31,557	34,008
敷金及び保証金	11,938,213	12,448,401
繰延税金資産	2,568,704	2,245,648
その他	908,788	832,960
投資その他の資産合計	15,447,265	15,561,019
固定資産合計	43,007,822	43,706,799
繰延資産	2,100	1,500
資産合計	57,122,854	57,410,710
負債の部		
流動負債		
買掛金	78,766	63,686
短期借入金	5,500,000	6,100,000
1年内返済予定の長期借入金	2,243,408	2,412,408
未払法人税等	466,851	279,867
賞与引当金	1,385,216	1,407,507
店舗閉鎖損失引当金	292,890	332,198
資産除去債務	696,624	586,390
その他	6,696,974	6,332,747
流動負債合計	17,360,731	17,514,807
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	1,499,988	1,499,988
長期借入金	6,707,382	7,531,678
リース債務	13,813,954	13,333,609
繰延税金負債	75,043	70,543
店舗閉鎖損失引当金	149,345	―
退職給付に係る負債	1,240,360	1,266,674
資産除去債務	3,616,656	3,640,598
その他	2,965,749	2,839,320
固定負債合計	30,068,480	30,182,414
負債合計	47,429,212	47,697,221

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,210,356	3,210,356
資本剰余金	5,716,947	5,716,418
利益剰余金	3,320,513	3,316,790
自己株式	△2,486,838	△2,457,600
株主資本合計	9,760,977	9,785,964
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15,685	17,160
為替換算調整勘定	△205,964	△206,179
退職給付に係る調整累計額	111,270	104,871
その他の包括利益累計額合計	△79,009	△84,147
新株予約権	11,673	11,673
純資産合計	9,693,642	9,713,489
負債純資産合計	57,122,854	57,410,710

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
売上高	31,702,951	33,541,936
売上原価	29,803,881	30,848,232
売上総利益	1,899,069	2,693,703
販売費及び一般管理費	※ 1,839,736	※ 1,852,707
営業利益	59,333	840,995
営業外収益		
受取利息	10,522	14,834
助成金収入	16,873	4,407
その他	30,860	41,484
営業外収益合計	58,255	60,725
営業外費用		
支払利息	409,206	468,980
為替差損	35,202	1,643
その他	21,603	14,806
営業外費用合計	466,013	485,430
経常利益又は経常損失（△）	△348,424	416,291
特別利益		
固定資産売却益	973	42,053
資産除去債務戻入益	―	141,078
その他	―	600
特別利益合計	973	183,731
特別損失		
固定資産除却損	12,220	16,045
店舗閉鎖損失	―	7,500
その他	669	1,953
特別損失合計	12,889	25,499
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失（△）	△360,341	574,523
法人税、住民税及び事業税	57,923	77,485
法人税等調整額	△442,846	320,523
法人税等合計	△384,923	398,009
中間純利益	24,582	176,513
親会社株主に帰属する中間純利益	24,582	176,513

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
中間純利益	24,582	176,513
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,126	1,475
為替換算調整勘定	22,357	△214
退職給付に係る調整額	△1,282	△6,399
その他の包括利益合計	24,201	△5,138
中間包括利益	48,784	171,374
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	48,784	171,374
非支配株主に係る中間包括利益	―	―

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失（△）	△360,341	574,523
減価償却費	1,657,038	1,684,998
のれん償却額	42,133	68,728
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	35,235	16,971
長期未払金の増減額（△は減少）	△50,969	△30,111
賞与引当金の増減額（△は減少）	△26,410	△4,787
店舗閉鎖損失引当金の増減額（△は減少）	―	△110,036
固定資産売却益	△973	△42,053
固定資産除却損	12,220	16,045
店舗閉鎖損失	―	7,500
受取利息及び受取配当金	△10,665	△25,357
支払利息	409,206	468,980
資産除去債務戻入益	―	△141,078
売上債権の増減額（△は増加）	240,805	10,070
棚卸資産の増減額（△は増加）	189,813	△14,149
前払費用の増減額（△は増加）	△129,782	△150,651
仕入債務の増減額（△は減少）	△42,146	△15,079
未払金の増減額（△は減少）	△606,212	161,533
未払費用の増減額（△は減少）	△49,552	△41,663
前受金の増減額（△は減少）	△27,728	27,305
未払消費税等の増減額（△は減少）	△729,300	△419,129
長期預り保証金の増減額（△は減少）	262	△23,226
その他	69,842	△91,162
小計	622,475	1,928,169
利息及び配当金の受取額	7,183	22,307
利息の支払額	△404,018	△466,235
補償金の受取額	―	500,000
法人税等の支払額	△321,624	△235,285
営業活動によるキャッシュ・フロー	△95,984	1,748,955
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△5,000	―
有形固定資産の取得による支出	△2,038,686	△1,748,975
有形固定資産の売却による収入	1,219	47,062
無形固定資産の取得による支出	△162,664	△156,557
長期貸付金の回収による収入	26,448	25,032
敷金及び保証金の差入による支出	△17,841	△600,113
敷金及び保証金の回収による収入	62,267	53,021
事業譲受による支出	―	△104,000
資産除去債務の履行による支出	―	△366,221
その他	13,537	20,648
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,120,719	△2,830,102
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	1,600,000	600,000
長期借入れによる収入	3,000,000	2,190,000
長期借入金の返済による支出	△1,438,637	△1,196,704
リース債務の返済による支出	△492,441	△505,901
自己株式の処分による収入	20,287	29,403
配当金の支払額	△179,764	△179,980
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△33,333	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,476,112	936,816
現金及び現金同等物に係る換算差額	22,357	△214
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	281,765	△144,545
現金及び現金同等物の期首残高	7,680,354	8,570,778
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 7,962,119	※ 8,426,233

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
従業員給料及び賞与	461,280千円	407,053千円
賞与引当金繰入額	97,973千円	99,838千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
現金及び預金	7,962,119千円	8,426,233千円
現金及び現金同等物	7,962,119千円	8,426,233千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年５月23日 取締役会	普通株式	170,064	9.00	2025年３月31日	2025年６月11日	利益剰余金
2025年５月23日 取締役会	A種種類株式	9,999	4.78	2025年３月31日	2025年６月11日	利益剰余金

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月７日 取締役会	普通株式	75,663	4.00	2025年９月30日	2025年12月８日	利益剰余金
2025年11月７日 取締役会	A種種類株式	9,999	4.78	2025年９月30日	2025年12月８日	利益剰余金

３．株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年５月21日 取締役会	普通株式	170,237	9.00	2026年３月31日	2026年６月10日	利益剰余金
2026年５月21日 取締役会	A種種類株式	9,999	4.78	2026年３月31日	2026年６月10日	利益剰余金

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年11月10日 取締役会	普通株式	75,779	4.00	2026年９月30日	2026年12月７日	利益剰余金
2026年11月10日 取締役会	A種種類株式	9,999	4.78	2026年９月30日	2026年12月７日	利益剰余金

３．株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

比較情報における取得原価の当初配分額の重要な見直し

2025年12月１日（みなし取得日2025年12月31日）に行われた株式会社楓の風との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当中間連結会計期間に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当中間連結会計期間の中間連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、暫定的に算定されたのれんの金額762,860千円は、会計処理の確定により198,988千円減少し、563,872千円となっております。のれんの減少は、顧客関連資産が191,000千円、無形固定資産その他が90,000千円、繰延税金負債が82,011千円それぞれ増加したことによるものです。

この結果、前連結会計年度末の連結貸借対照表において、のれんは194,842千円減少し、顧客関連資産は185,694千円、無形固定資産その他は88,392千円、繰延税金負債は75,043千円それぞれ増加しております。

なお、のれんの償却期間は12年、顧客関連資産の償却期間は９年、無形固定資産その他の償却期間は14年であります。

事業の譲受

2025年12月25日開催の取締役会において、東急スポーツシステム株式会社が運営する総合型スポーツクラブ５施設、小型業態２施設、並びにスイミング１施設の事業譲受に関する事業譲渡契約について決議いたしました。当該決議に基づき、2025年12月25日に事業譲渡契約を締結し、2026年７月１日付で事業譲受を完了いたしました。

(1) 事業譲受の概要

① 相手先企業の名称及び譲受事業の内容

相手先企業の名称　　東急スポーツシステム株式会社

譲受事業の内容　　スポーツクラブ事業

② 事業譲受を行った主な理由

効率的な事業規模拡大と顧客基盤の強化を実現するとともに、東急沿線の地域の皆様の健康づくり及び地域の活性化に貢献するため。

③ 事業譲受日

2026年７月１日

④ 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

2026年７月１日から2026年９月30日まで

(3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	**現金**	**100,000千円**
取得原価		**100,000千円**

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー等に対する報酬 4,298千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

100,000千円

なお、上記の金額は、当中間連結会計期間末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

８年間にわたる均等償却

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額（注）１	中間連結損益計算書計上額（注）２
	スポーツクラブ及びその周辺事業	ホームフィットネス事業	介護リハビリ事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	28,475,785	2,100,377	1,126,788	31,702,951	―	31,702,951
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	―	―
計	28,475,785	2,100,377	1,126,788	31,702,951	―	31,702,951
セグメント利益又は損失（△）	1,308,586	553,310	△42,185	1,819,712	△1,760,379	59,333

（注）１．セグメント利益又は損失（△）の調整額△1,760,379千円には、のれん償却額△34,823千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△1,725,555千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

２．セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額（注）１	中間連結損益計算書計上額（注）２
	スポーツクラブ及びその周辺事業	ホームフィットネス事業	介護リハビリ事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	29,957,265	1,782,932	1,801,737	33,541,936	―	33,541,936
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	―	―
計	29,957,265	1,782,932	1,801,737	33,541,936	―	33,541,936
セグメント利益又は損失（△）	2,451,292	332,916	△11,014	2,773,194	△1,932,198	840,995

（注）１．セグメント利益又は損失（△）の調整額△1,932,198千円には、のれん償却額△34,858千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△1,897,340千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

２．セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

２．　報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは、従来「スポーツクラブ運営事業」の単一セグメントとしておりましたが、当中間連結会計期間より報告セグメントを「スポーツクラブ及びその周辺事業」、「ホームフィットネス事業」及び「介護リハビリ事業」に変更することといたしました。これは、2026年５月８日に公表した「2026-2030中期経営計画」の実行と目標達成に向け、各事業の収益性及び成長性をより適切に把握し、事業ごとの投資判断及び経営資源の配分を高度化することを目的としております。

各報告セグメントの主な事業内容は、以下のとおりであります。

セグメントの名称	主な事業内容
スポーツクラブ及び その周辺事業	スポーツクラブの運営、公共・民間施設の運営受託、自治体向け健康づくり支援、 企業・健康保険組合向け健康づくり支援、アウトドアフィットネス
ホームフィットネス事業	家庭用運動器具、美容器具、サプリメント等の開発・販売
介護リハビリ事業	リハビリ特化型デイサービス・通所介護施設の運営、機能改善支援

なお、前中間連結会計期間のセグメント情報は、変更後のセグメント区分で記載しております。

３．　報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（のれんの金額の重要な変動）

「スポーツクラブ及びその周辺事業」において、2026年７月１日付で東急スポーツシステム株式会社から事業譲受を完了いたしました。当該事象によるのれんの増加額は、当中間連結会計期間においては100,000千円であります。なお、当該のれんの金額は、当中間連結会計期間末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

また、「介護リハビリ事業」において、2025年12月１日（みなし取得日2025年12月31日）に行われた株式会社楓の風との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当中間連結会計期間に確定しております。この結果、暫定的に算定されたのれんの金額762,860千円は、会計処理の確定により198,988千円減少し、563,872千円となっております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(分解情報の区分変更)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報について、当中間連結会計期間より、報告セグメントの変更に伴い、報告区分及び各区分に含む事業内容を一部変更しております。なお、前中間連結会計期間についても変更後の内容に基づき組替えを行ったものを記載しております。

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	スポーツクラブ及びその周辺事業	ホームフィットネス事業	介護リハビリ事業	
フィットネス	14,280,326	—	—	14,280,326
スイミングスクール	6,657,510	—	—	6,657,510
テニススクール	2,171,713	—	—	2,171,713
その他スクール	870,727	—	—	870,727
プロショップ	501,735	—	—	501,735
その他の収入(注)１	2,399,636	—	—	2,399,636
スポーツクラブ周辺(注)２	1,475,896	—	—	1,475,896
ホームフィットネス	—	2,100,377	—	2,100,377
介護リハビリ	—	—	1,126,788	1,126,788
顧客との契約から生じる収益	28,357,546	2,100,377	1,126,788	31,584,712
その他の収益	118,238	—	—	118,238
外部顧客への売上高	28,475,785	2,100,377	1,126,788	31,702,951

(注)１．「その他の収入」は、スポーツクラブ施設に付帯する駐車場、プライベートロッカー等の収入であります。
２．「スポーツクラブ周辺」は公共・民間施設の運営受託、自治体向け健康づくり支援、企業・健康保険組合向け健康づくり支援、アウトドアフィットネス等の収入であります。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	スポーツクラブ及びその周辺事業	ホームフィットネス事業	介護リハビリ事業	
フィットネス	14,931,524	—	—	14,931,524
スイミングスクール	6,961,843	—	—	6,961,843
テニススクール	2,289,876	—	—	2,289,876
その他スクール	879,484	—	—	879,484
プロショップ	533,804	—	—	533,804
その他の収入(注)１	2,599,310	—	—	2,599,310
スポーツクラブ周辺(注)２	1,630,187	—	—	1,630,187
ホームフィットネス	—	1,782,932	—	1,782,932
介護リハビリ	—	—	1,801,737	1,801,737
顧客との契約から生じる収益	29,826,031	1,782,932	1,801,737	33,410,702
その他の収益	131,234	—	—	131,234
外部顧客への売上高	29,957,265	1,782,932	1,801,737	33,541,936

(注)１．「その他の収入」は、スポーツクラブ施設に付帯する駐車場、プライベートロッカー等の収入であります。
２．「スポーツクラブ周辺」は公共・民間施設の運営受託、自治体向け健康づくり支援、企業・健康保険組合向け健康づくり支援、アウトドアフィットネス等の収入であります。

(１株当たり情報)

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
(1) １株当たり中間純利益	０円77銭	８円80銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	24,582	176,513
普通株主に帰属しない金額(千円)	9,999	9,999
(うち優先配当額（千円）)	(9,999)	(9,999)
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	14,583	166,514
普通株式の期中平均株式数(株)	18,903,637	18,926,757
(2)潜在株式調整後１株当たり中間純利益	０円76銭	８円00銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額（千円）	―	15,165
(うち支払利息(税額相当額控除後)（千円))	(―)	(5,165)
普通株式増加数（株）	193,751	3,772,402
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	2023年１月23日発行のA種種類株式 普通株式転換の目的となる株式 2,092,000株 2023年１月23日発行の第１回無担保転換社債型新株予約権付社債 新株予約権の数 49個 (普通株式1,569,000株)	―

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2026年５月21日の取締役会において、2026年３月31日の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

普通株式

①	配当の総額	170,237千円
②	１株当たりの金額	９円00銭
③	支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2026年６月10日

Ａ種種類株式

①	配当の総額	9,999千円
②	１株当たりの金額	４円78銭
③	支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2026年６月10日

また、第45期（2026年４月１日から2027年３月31日まで）中間配当について、2026年11月10日開催の取締役会において、2026年９月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

普通株式

①	配当の総額	75,779千円
②	１株当たりの金額	４円00銭
③	支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2026年12月７日

Ａ種種類株式

①	配当の総額	9,999千円
②	１株当たりの金額	４円78銭
③	支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2026年12月７日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

株式会社ルネサンス
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　大　竹　貴　也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　浅　井　則　彦

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルネサンスの2026年4月1日から2027年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルネサンス及び連結子会社の2026年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が

認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- **中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**
- **中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。